

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF (GAL)

運用報告書

2014年6月30日

目 次

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF – パフォーマンスの概要	7
財務諸表	9
財務ハイライト	12
財務諸表に対する注記	13
独立した公認会計士事務所の報告書	20
その他の情報	21

免責事項

この運用報告書の日本語版は SSgA アクティブ ETF トラストの 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 4 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=120.22 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

プレジデントの受益者に対するレター

受益者の皆様

前年度は、予想に反する展開をみせました。前の年の上昇軌道が途切れずに続くということではなく、株式は、本年初めには低迷したものの後に回復し、債券は持ち直しましたが、金利は落ち込みました。こうした状況に対して、市場は、金融政策の国際的協調や、投資家の自信の増幅といった、重要な不変的要素により支えられました。世界市場は、米国とヨーロッパの主導により、ゆっくりとですが着実に成長し続けています。

現在のところは変動は依然として低いものの、投資家は、イラクの宗派間抗争、米国とヨーロッパによる対ロシア制裁、イスラエルとハマスの衝突をはじめとする近時の地政学的展開が、今後の市場の混乱を生じさせる可能性があるため、注意しておくべきです。

このような不確実性により、正確な投資判断を行う必要性が強調される中で、投資家は、ETF が透明かつ安い費用で、世界市場への流動的アクセスを提供できることから、広範囲にわたる ETF を利用し続けました。特に注目すべきは、ETF 業界全体の運用資産が記録的な高水準にあることです。

投資家の投資目標の達成を支援する投資商品を提供することに対する継続的なコミットメントの一環として、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(State Street Global Advisors)は、パッシブファンドを補完するアクティブ ETF を導入しました。2013年7月より、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、次のアクティブ SPDR ETF の運用を開始しました。

SPDR SSgA ウルトラ・ショート・ターム・ボンド ETF (SPDR SSgA Ultra Short Term Bond ETF) (ティッカーシンボル: ULST)は、短期の質の高い投資によって、元本を保護するとともに、日々の流動性に即した当期利益の提供を追求します。SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYE)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYG)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYV)はそれぞれ、値上がり益を追求します。

私どもは、SPDR ファミリーにこれらの新しい商品が加わったことを非常に誇りに思っています。ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察を含め、SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF に関するその他の情報については、同封の 2014 年 6 月

30日付運用報告書をご覧ください。

SSgA アクティブ ETF トラストを代表して、皆様の変わらぬご支援に感謝いたします。

[署名]

エレン・M・ニーダム (Ellen M. Needham)

プレジデント

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF
(SPDR SSgA Global Allocation ETF) –
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF (SPDR SSgA Global Allocation ETF) (以下「本ファンド」という。)は、通常、実質的に全ての資産を SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ(SSgA Global Allocation Portfolio) (以下「本ポートフォリオ」という。)に投資し、本ポートフォリオは、値上がり益を追求する。これにより、本ファンドは、本ポートフォリオを通じて間接的に投資を行う。

2014年6月30日終了の12ヶ月間(以下「報告期間」という。)について、本ファンドのトータル・リターンは、16.81%であり、MSCI ACWI IMI 指数(MSCI ACWI IMI Index) (以下「本インデックス」という。)のトータル・リターンは、23.35%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用管理費用を反映している。本インデックスは運用されておらず、本インデックスのリターンは、リターンにマイナスの影響を及ぼす、いかなる種類の手数料および費用も反映していない。

本ポートフォリオは、広範にわたる地域とアセットクラスに投資する。報告期間中、本ファンドの分散投資へのエクスポージャーは、株式のみの本指数のパフォーマンスを下回った一因となった。前年の金融情勢は、比較的安定しており、主要先進市場の中央銀行の協調策によって大きく支えられた。同様に、信用スプレッドは縮小したのに対し、ボラティリティはほとんどの株式市場で概ね小さくなった。金融資産にとって既に将来が約束された環境もまた、経済データの着実な改善によって支えられた。

リスク資産にとって有利な状況がしっかりと整ったことから、株式市場は、報告期間を通じて、特にアメリカとヨーロッパにおいて、安定した利益を得た。新興国経済における懸念は、先進市場に足並みをそろえられなかったため、期間を通じて根強く残った。にもかかわらず、新興市場は全体として、国内及び地政学的リスクを無視することができ、非常に相当の利益を記録した。より高い世界成長の見通しと、低金利で維持された環境とが重なり、REIT 証券の採算性が示され、停滞した2013年を乗り越えることができた。また、2013年と比較して、金利リスクを仮定することで、大きなリターン源が示された。より長期の債券が、本ポートフォリオの保有債券の中で最もパフォーマンスのよい資産であったためである。

本ファンドの世界的エクスポージャーと、前年にとったリスクのある資産を選好するとい

う戦略とを反映し、本ファンドは、債券と比べ、株式に対するエクスポージャーを重視した。報告期間を通じてパフォーマンスに最もプラスに寄与したのは、SPDR S&P ワールド (除く米国)ETF (SPDR S&P World ex-US ETF)であった。これに続くのは、SPDR S&P 500 ETF であった。SPDR バークレイズ・ロング・ターム・ボンド ETF (SPDR Barclays Long Term Bond ETF)における相対的な加重もまた、プラスであることを示した。

SPDR ウェルズ・ファーゴ・プレファード・ストック ETF (SPDR Wells Fargo Preferred Stock ETF)は、本ファンドのリターンにとって、最も大きくマイナスに寄与した。これ以外にパフォーマンスを損なったものは、SPDR バークレイズ・エマージング・マーケット・ローカル・ボンド ETF (SPDR Barclays Emerging Markets Local Bond ETF)と、SPDR バークレイズ・アグリゲート・ボンド ETF (SPDR Barclays Aggregate Bond ETF)であった。最後に、現金への配分も、本ファンドのパフォーマンス全体にマイナスの影響を与えた。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのパフォーマンス・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザーの見解を全て反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものに更新する責任を負わない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、この見解をファンドのために取引を行う意思を示すものとして、あてにすることはできない。

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF –
パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のために記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権 1 口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権 1 口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドの NAV の計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。本ファンドの受益権は本ファンドの運用開始から 1 日が経過するまでは流通市場で取引されていなかったため、運用開始から本ファンドの受益権の流通市場での取引が初めて行われた日(それぞれ 2012 年 4 月 25 日、2012 年 4 月 26 日)までの期間については、本ファンドの NAV が、市場リターンを計算するための流通市場での取引価格の代わりとして用いられている。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

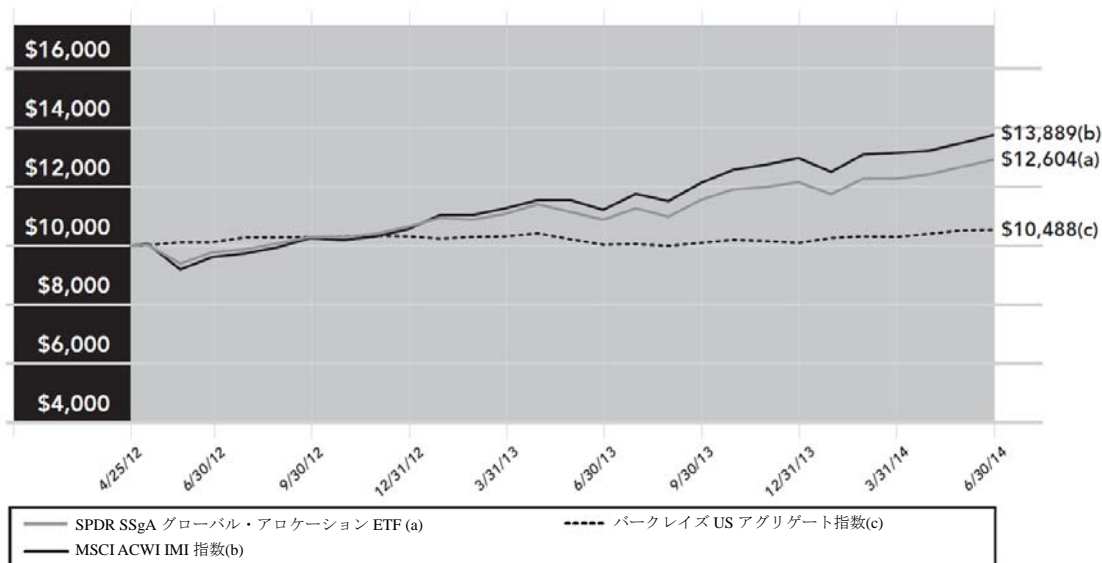
記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンと元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.spdrs.com をご覧頂きたい。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。2013 年 10 月 31 日付目論見書の手数料および費用表に記載されている SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF の費用総額割合は、0.35%である。

2014年6月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン				平均年間トータル・リターン			
	純資産 価額	市場価格	第1ベンチマ ーク：MSCI ACWI IMI 指数	第2ベンチマ ーク：バークレイ ズUSアグリ ゲート指数	純資産 価額	市場価格	第1ベンチマ ーク：MSCI ACWI IMI 指数	第2ベンチマ ーク：バークレイ ズUSアグリ ゲート指数
1年	16.81%	16.84%	23.35%	4.37%	16.81%	16.84%	23.35%	4.37%
開始以降(1)	26.04%	26.06%	38.89%	4.88%	11.18%	11.19%	16.27%	2.21%

(1) 2012年4月25日から2014年6月30日までの期間

投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものではない。

本インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。本インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF

貸借対照表

2014年6月30日

	SPDR SSgA グローバル・ アロケーション ETF	
	\$	¥
資 産		
本ポートフォリオへの投資(評価額)(注記 1)	\$98,490,352	¥11,840,510,117
投資顧問に対する債権	11,204	1,346,945
売却ファンド受益権に関する債権	—	—
資産合計	98,501,556	11,841,857,062
負 債		
マスター・ポートフォリオに対する債務	—	—
利益分配債務	912,654	109,719,264
未払投資顧問報酬	—	—
受託者の未払報酬および費用	34	4,087
負債合計	912,688	109,723,351
純 資 産	\$97,588,868	¥11,732,133,711
純資産の内訳		
払込資本(注記 4)	\$90,729,373	¥10,907,485,222
未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)	(113,125)	(13,599,888)
投資に関する累積正味実現利益(損失)	557,108	66,975,524
正味未実現増価(減価)の内訳	6,415,512	771,272,853
純 資 産	\$97,588,868	¥11,732,133,711
受益権 1 口当たり純資産価額		
受益権 1 口当たり純資産価額	\$35.47	¥4,264
発行済み受益権(授権額の上限なし、額面価額 0.01 ドル)	2,751,111	330,738,564

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF

損益計算書

2014年6月30日終了年度

	SPDR SSgA グローバル・ アロケーション ETF	
	\$	¥
ポートフォリオから配分された利益および費用		
本ポートフォリオから配分された配当利息(注記 2)	\$2,012,056	¥241,889,372
本ポートフォリオから配分された費用(注記 2)	(137,182)	(16,492,020)
利益合計	1,874,874	225,397,352
費用		
投資顧問報酬(注記 3)	—	—
受託者の報酬(注記 3)	1,094	131,521
費用合計	1,094	131,521
投資顧問により償還された報酬	(102,164)	(12,282,156)
正味投資利益(損失)	\$1,975,944	¥237,547,988
投資に関する実現および未実現の利益(損失)		
本ポートフォリオから配分された正味実現利益(損失)	1,718,544	206,603,360
本ポートフォリオによる未実現増加(減少)の正味変動額	6,937,749	834,056,185
投資に関する実現および未実現の純利益(損失)	8,656,293	1,040,659,544
運用による純資産の正味増加(減少)	\$10,632,237	¥1,278,207,532

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF

純資産変動計算書

	SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF			
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
運用による純資産の増加(減少)				
正味投資利益(損失)	\$1,975,944	¥237,547,988	\$707,900	¥85,103,738
投資に関する正味実現利益(損失)	1,718,544	206,603,360	31,543	3,792,099
投資に関する未実現増価(減価)の正味変動額	6,937,749	834,056,185	(434,651)	(52,253,743)
運用による純資産の正味増加(減少)	10,632,237	1,278,207,532	304,792	36,642,094
正味平準化貸記額および借記額	45,650	5,488,043	59,672	7,173,768
受益者への分配金原資の内訳				
正味投資利益	(2,021,720)	(243,051,178)	(768,378)	(92,374,403)
実質持分取引による内訳				
受益権売却手取金	47,337,163	5,690,873,736	50,769,956	6,103,564,110
償還受益権費用	(9,842,556)	(1,183,272,082)	(3,233,657)	(388,750,245)
正味利益平準化(注記 2)	(45,650)	(5,488,043)	(59,672)	(7,173,768)
その他の元本(注記 4)	—	—	—	—
実質持分取引による純資産の正味増加(減少)	37,448,957	4,502,113,611	47,476,627	5,707,640,098
当年度中の純資産の正味増加(減少)	46,105,124	5,542,758,007	47,072,713	5,659,081,557
期首における純資産	51,483,744	6,189,375,704	4,411,031	530,294,147
年度末における純資産(1)	\$97,588,868	¥11,732,133,711	\$51,483,744	¥6,189,375,704
実質持分				
売却受益権数	1,400,000	168,308,000	1,600,000	192,352,000
償還受益権数	(300,000)	(36,066,000)	(100,000)	(12,022,000)
正味増加(減少)	1,100,000	132,242,000	1,500,000	180,330,000
(1) 未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)を含む。	\$(113,125)	¥(13,599,888)	\$(65,033)	¥(7,818,267)

SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF

財務ハイライト

各期間中の一口当たりの発行済受益権に関する主要なデータ(1)

	SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF		
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	2012/4/25*から 2012/6/30 までの期間
期首純資産額	\$31.18	\$29.19	\$30.00
投資活動による利益(損失)			
正味投資利益(損失)(2)	0.98	1.03	0.24
投資に関する実現および未実現の正味利益 (損失)(3)	4.20	1.77	(0.77)
投資活動による合計	5.18	2.80	(0.53)
正味平準化貸記額および借記額(2)	0.02	0.09	(0.02)
その他の元本(2)	—	—	—
受益者への分配金原資の内訳			
正味投資利益	(0.91)	(0.90)	(0.26)
期末純資産額	\$35.47	\$31.18	\$29.19
トータルリターン(5)	16.81%	9.91%	(1.82)%
比率および補足データ			
期末純資産(単位：1,000)	\$97,589	\$51,484	\$4,411
平均純資産に対する比率			
費用総額	0.20%	0.20%	0.20%(6)
純運営費用	0.05%	0.04%	0.05%(6)
純投資利益	2.91%	3.23%	4.48%(6)
ポートフォリオ・ターンオーバー(7)	89%	123%	25%

* 運用開始

- (1) 受益権 1 口当たりの額および比率には、本ポートフォリオの利益および費用について比例按分された本ファンドの負担分が含まれている。
- (2) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たりのデータをより適切に示している。
- (3) 一口当たりの発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連して、本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額と一致していないことがある。
- (4) 受益権 1 口当たり 0.005 ドル未満の額
- (5) トータル・リターンは、各報告期間の初日に受益権が純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、本ファンドの各支払日に受益権 1 口当たり純資産価額で再投資されることを前提としている。1 年に満たない期間のトータル・リターンは、年率換算されていない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (6) 年額
- (7) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、本ポートフォリオによるものである。

SSgAアクティブETFトラスト

財務諸表に対する注記(抜粋)¹

2014年6月30日

1. 設 立

SSgA アクティブ ETF トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。))に基づき登録されており、2011年3月30日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは8のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ファンド」という。)。本書に記載されている財務諸表は、8の本ファンドのうち、SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF に関するものである。

本トラストは、「マスターフィーダー」構造の一部であり、本ファンドは、実質的にすべての資産を、SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ(以下「本ポートフォリオ」という。)の持分に投資する。本ポートフォリオは、別個に登録された投資会社であるSSgA マスター・トラスト(SSgA Master Trust)(以下「本マスター・トラスト」という。)のシリーズである。本ファンドの投資目的および投資方針は、本ポートフォリオのものと実質的に同じである。本ファンドの本ポートフォリオへの投資価値は、本ポートフォリオの純資産における本ファンドの比例持分に相当する(2014年6月30日現在、SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF については99.99%)。本ファンドのパフォーマンスは、本ポートフォリオのパフォーマンスにより直接影響を受ける。本ポートフォリオの財務諸表(投資一覧を含む。)は、本書に添付されており、本ファンドの財務諸表とあわせて読むべきである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生 of 将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

¹ SSgA アクティブ ETF トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

証券の評価

本ファンドは、営業日毎に、本ポートフォリオに対する投資額を公正価値で計上している。本ポートフォリオの評価方針は、本書に添付される本ポートフォリオの財務諸表の注記 2 に記載されている。

本ポートフォリオは、公正価値を定義し、一般に公正妥当であると認められた会計原則により公正価値を測定するための枠組みを定め、公正価値の測定に関する開示を拡大する、公正価値の測定と開示に関する規定を採用した。この規定は、既に他の会計基準により要求または許容されている公正価値による測定に適用され、こうした測定との一貫性を高めることを目的とし、証券や、その他の種類の資産と債務に広く適用される。2014 年 6 月 30 日現在、本ポートフォリオの証券を公正価値で評価する際に本ポートフォリオについて使われたインプットの概要は、本書に添付される本ポートフォリオの財務諸表の注記 2 に記載されている。

投資利益

正味投資利益は、本ファンドの費用の控除後の本ポートフォリオの投資利益に対する本ファンドの比例按分額で構成される。

費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ファンドについて直接確認されるもの)は、当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。本ファンドは、本ポートフォリオの費用に対する比例按分額を負担する。

平 準 化

本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な純投資利益の額と受益権 1 口当たりベースで同額のもの)は、まだ配分されていない正味投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権 1 口当たりの未分配の正味投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得による影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認することができる。

投資取引

投資取引は取引日付けで計上される。証券取引により実現した損益は、本ポートフォリオの実現損益に対する本ファンドの比例按分額で構成される。証券取引による実現損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

連邦所得税

本ファンドは、1986 年内国歳入法典(その後の改正を含む。)サブチャプターM における「規制対象投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たし、「規制対象投資会社」としての取扱を選択する意向を有している。この要件を満たし、選択することにより、本ファンドは、各会計年度について課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限度で、連邦所得税の対象とはならない。さらに、各暦年中に実質的に全ての正味投資利益およびキャピタルゲイン(もしあれば)を分配することにより、本ファンドは、連邦消費税の対象とはならない。利益およびキャピタルゲインの分配は、米国で一般に認められる会計原則とは違う可能性のある所得税規則に従って決定される。このような会計利益と課税所得の差異は、主に、財務諸表目的の税の平準化、現物取引と、空売りにより繰り延べられた損失についての処理が異なることによるものである。

さらには、本ファンドが投資を行う外国の所得、利益および取引に関連する税務規則および税率に関する本ファンドの理解に基づき、本ファンドは、外国税および(場合により)繰延外国税の引当を行う。本ファンドは、2014 年 6 月 30 日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ファンドの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。本ファンドの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の

所得税費用として認識する。

2014年6月30日終了年度に、本ファンドが、クリエイション・ユニット(注記4)の現物償還について実現した非課税損益を貸借対照表において払込資本の増減として再分類した金額は、以下のとおりである。

	払込資本に再分類された 純利益(損失)
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$758,876

2014年6月30日現在、短期の正味実現キャピタルゲインを相殺するために用いることができる本ファンドのキャピタルロス繰越金は以下のとおりである。この損失は、失効せず、翌会計年度の初日に生じたものとして処理することができる。

	短 期	長 期
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$—	\$—

2014年6月30日終了年度について、パートナーシップの調整額を除き、株主に対する配金の帳簿上の性質と課税上の性質について大きな相違はなかった。

2014年6月30日終了年度と2013年6月30日終了年度に支払われた配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	2014年に 支払われた分配金		2013年に 支払われた分配金	
	通常所得	長期キャピタル ゲイン	通常所得	長期キャピタル ゲイン
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$2,021,720	\$—	\$768,378	\$—

2014年6月30日終了年度について、空売り、現物償還、支払配当およびパートナーシップの調整額による損失の税繰延による投資価値の正味未実現増価(減価)を除き、帳簿上の純資産の構成要素と課税上の純資産の構成要素について、大きな相違はなかった。

2014年6月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりである。

	未分配 通常所得	未分配長期 キャピタルゲイン	正味未実現 増価(減価)
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$943,193	\$439,569	\$6,389,387

分 配

本ファンドは、四半期毎に、正味投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。本ファンドは、少なくとも年に一度、正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)を宣言し、分配する。分配は、権利落ち日に計上される。利益およびキャピタルゲインの分配は、所得税規制に従って判断され、これは米国で一般に認められた会計原則と異なることがある。

3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

投資顧問報酬

本ファンドは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ファンドは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ファンドの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	<u>年間割合*</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	0.35%

* 投資顧問報酬は、投資顧問報酬の比例按分額だけでなく、SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF については、本ポートフォリオが取得したファンドの報酬および費用が減額される。2014年6月30日終了年度について、年額換算された正味の投資顧問報酬は、SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF については-0.15%であった。SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF については、減額により報酬が償還されることとなり、損益計算書に計上されている。

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、本ファンドの分配・サービス計画に基づく分配手数料(もしあれば)、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケットズ LLC (State Street Global Markets, LLC) (以下「販売会社」という。)は、本ファンドの受益権の販売会社を務めている。1940 年法に基づくルール 12b-1 に従い採択された分配・サービス計画に基づいて、本ファンドは、一定の分配関連活動のために日々の平均純資産の 0.25% を上限として、支払を行うことを認められている。ただし、受託者会は、少なくとも 2014 年 10 月 31 日まではこのような支払を行わないことを決定しているため、支払はまたなされていない。

販売会社は、認定参加者から手数料を受領する一定の設定および償還において認定参加者を支援するための取引補助プログラムを設けている。さらに、販売会社は、認定参加者によるオンラインでの設定および償還に関連してステート・ストリートから報酬を受け取る。

受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SPDR シリーズ・トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds) は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。

4. 受益者の取引

受益権は、本ファンドにより、50,000 口のクリエイション・ユニットという単位に限り発行され、償還される。この取引は、原則として、現物ベースで認められ、現金支払いは別途なされる。この支払いは、取引日の本ファンドのユニット 1 口当たりの純資産価額に取引を一致させるための調整現金部分である。取引手数料は、同日に設定または償還されるクリエイション・ユニットの口数に関係なく、本ファンドのクリエイション・ユニット 1 口につき 100 ドルから 400 ドルであり、クリエイション・ユニットの設定または償還を行う人に請求される。追加の変動料金が、一定の取引について請求されることがある。取引手数料は、本トラストおよび/または保管会社により受領され、関連費用の支払に使われる。保管会社はまた、預託証券の不足分が引き渡されるまで、認定参加者が提供した現金

担保について生じた額も受領する。この額は、純資産変動計算書のその他の元本に含まれる。

独立した公認会計士事務所の報告書

SSgA アクティブ ETF トラストを構成する、本ファンドを含む 8 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

記

SSgA アクティブ ETF トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SSgA アクティブ ETF トラスト(SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF およびその他のファンドにより構成される。)²(以下「ファンド」とする。)(の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、ファンドの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、ファンドの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、ファンドの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年 6 月 30 日における SSgA アクティブ ETF トラストの前記ファンドの財務ポジション、ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014 年 8 月 28 日

² 本ファンド以外のポートフォリオ名は省略する。

SSgA アクティブ ETF トラスト

その他の情報

2014 年 6 月 30 日(未監査)

受益者の費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)設定手数料および償還手数料または売買委託費用を含む取引費用、および(2)運用報酬、受託者報酬およびその他のファンドの費用を含む継続的費用という 2 種類の費用を負担する。以下の例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のファンドへの投資に係る継続的費用と比較できるようにするためのものである。2014 年 1 月 1 日に 1,000 ドルを投資し、2014 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月間保有した、という前提に立っている。

実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカウントの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を 1,000 ドルで除し(例えば、8,600 ドルのアカウントの額 \div 1,000 ドル=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

比較のための仮定例

以下の二番目の表は、本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率 5%(本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいたアカウントの仮定額および仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額及び仮定費用を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この 5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている 5%の仮定例と比較されたい。本ファンドは、クリエイション・ユニット 1 口当たり 100 ドルから 400 ドルまでの範囲とする額の取引手数料を、クリエイション・ユニットを設定または償還する人に対して請求する。流通市場で本ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料がかかる。

表に記載された費用は、継続的費用のみにハイライトを当てたものであり、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2 番目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファン

ドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

実際	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR SSgA グローバル・ アロケーション ETF	0.05%	\$1,000	\$1,056.70	\$0.25

仮定 (費用控除前の5%のリターンを前提)	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR SSgA グローバル・ アロケーション ETF	0.05%	\$1,000	\$1,024.55	\$0.25

* 費用は、本ファンドの年率純費用率に、当該期間のアカウント平均額を乗じ、さらに直近の6ヶ月間の日数を乗じた額を、365で除して得た額である。

プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドの純資産価値を上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、本ファンドのサイト(<http://www.spdrs.com>)をご覧ください。

租税に関する情報

連邦所得税の目的上、以下の情報が、2014年6月30日終了会計年度の本トラスの分配金に関して提供される。

適格受取配当

2014年6月30日終了の会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。この軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から20%である。金額は以下のとおりである。

	金 額
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$774,179

適格受取利息

本ファンドは、2014年6月30日終了の会計年度中に分配した配当の一部を、適格受取利息に指定した。金額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$372,574

2014年6月30日終了年度中に本ファンドにより支払われた長期キャピタルゲインの配当額は、以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$115,180

2014年6月30日現在、本ファンドが有していた国外源泉所得の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$1,035,075

外国税控除

本トラストは、内国歳入法典第853条に基づき、本ファンドによって支払われた外国税に関して受益者へのパススルー課税を選択した。2014年6月30日終了年度について、パススルーされる外国税の総額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	\$26,796

会社の受取配当控除として適格な分配の割合は以下のとおりである。

	<u>割 合</u>
SPDR SSgA グローバル・アロケーション ETF	17.81%

議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラストの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日まで

に、上記電話番号への連絡、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)、本ファンドのウェブサイト(www.spdrs.com)で知ることができるようになっている。

四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第 1 四半期および第 3 四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。

投資顧問契約の承認

2014 年 6 月 30 日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。))は、本トラストの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(以下「アドバイザー」という。))が、(1)SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF)(以下「新 ETF」という。))に関して、SSgA アクティブ ETF トラストと締結する投資顧問契約、(2)新 ETF の対応するマスター・ファンドである SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Core Equity Portfolio)、SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Growth Equity Portfolio)および SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオ(SSgA MFS Systematic Value Equity Portfolio)(以下、新 ETF とあわせて「新ファンド」と総称する。))に関して、SSgA マスター・トラストと締結する投資顧問契約(以下、両契約を「本件契約」という。))を承認する議案が含まれる。新ファンドのいずれも、本運用報告書の対象となる直近の半期内に運用を開始した。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。))はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。))が提供した

その他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新ファンドに関してアドバイザーが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新ファンドが成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラストの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新ファンドの投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新ファンドの投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、マスターフィーダー構造の上場ファンドとしての各新ファンドの比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新ファンドのサブアドバイザーの監督およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ監督資源、構造および実務(各新ファンドの投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、アクティブ運用、第三者たるサブアドバイザーの監督およびマスターフィーダー構造の上場ファンドの運用に関するアドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新ファンドの資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新ファンドの資産の増加に伴う各新ファンドの投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新ファンドと効果的に共有することにより、新ファンドについて(幾つか

の要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新ファンドの規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレークポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、アクティブ運用される上場ファンド)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リッパー・アナリティカル・サービシズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似の上場ファンドに関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、マスターフィーダー構造に関係して新ファンドの費用構造についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、各新ファンドの本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。各本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新ファンドのアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラスの比較的低い報酬構造によって、新ファンドに関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、MFS インベストメント・マネジメント(MFS Investment Management) (以下「MFS」という。)との間の新ファンドに関する別個のサブアドバイザー契約(以下「MFS サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

MFS サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、MFS とアドバイザーが提供した資料を利用した。MFS サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

- (i) MFS サブアドバイザー契約に基づき新ファンドに関して MFS が提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) MFS が運用するアクティブ運用委託の投資パフォーマンス

受託者会は、MFS サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが MFS に支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支

払われるものであり、新ファンドが支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、MFS の経営幹部の経歴および経験と、特に MFS の持分証券への投資経験について検討した。受託者会は、MFS が、新ファンドの運用にあたり、アクティブ運用される持分証券における多くの経験をもたらすであろうことに注目した。受託者会は、MFS が、持分証券の運用における豊富な経験を有していることに注目し、同様の証券ポートフォリオで MFS が運用する資産を検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、新ファンドの MFS サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについて MFS リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は十分かつ適切である。
- (b) MFS の持分証券運用の経験は豊富である。
- (c) MFS の新ファンドに関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (d) MFS に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (e) MFS に支払う報酬は、新ファンドと規模の経済を共有することが期待される。

受 託 者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去 5 年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
独立受託者					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943 年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年 9 月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998 年～現在)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938 年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年 9 月以降	退職	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950 年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年 4 月以降	退職(2005 年～ 現在) バンク・オブ・ アメリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984 年～ 2005 年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953 年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年 4 月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010 年以降自営 コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993 年～ 2009 年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、アフ リエイテッド・ マネージャー ズ・グループ・ インク(ディレク ター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年 4 月以降	2009 年以降自営 コンサルタント ライデックス・ インバツメン ツ、最高経営責 任者(2003 年～	179	ザ・モトレイ・ フール・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR イ ンデックス・ シェアズ・ファ

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
Street Boston, MA 02111-2900 1952年			2009年)		ンズ(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)

利害関係のある受託者

JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のあ る受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、会 長兼ディレク ター(2005年～ 現在) SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、プ レジデント(2005 年～2012年) ステート・スト リート・グロー バル・アドバイ ザーズ、シニ ア・マネージン グ・ディレク ター兼プリンシ パル(2006年～ 現在)**	209	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、セレクト ・セクター SPDR トラスト (受託者)、 ステート・スト リート・マス ター・ファンズ (受託者)、ステ ート・ストリー ト・インスティ チュショナル ・インベスト メント・トラス ト(受託者)
--	----------------	------------------------------------	---	-----	--

*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

**当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

役員

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10 月以降	SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、プレジデント兼ディレク ター(2012年6月～現在)、SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、最高運営責任者(2010年5月 ～2012年6月)、SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、シニ ア・マネーjing・ディレクター (1992年～2012年)*、ステート・ ストリート・グローバル・アドバ イザーズ、シニア・マネーjing グ・ディレクター(1992年～現 在)*
ANN M. CARPENTER	バイス・プレジデント	在任期間：無制限	SSgA ファンズ・マネジメン ト・

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年		在職期間：2012年8 月以降	インク、最高運営責任者(2014年 4月～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ およびSSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、バイス・プレジデ ント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・イン ク、バイス・プレジデント(2008 年～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ およびSSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、プリンシパル (2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびシニ ア・カウンセラー(2013年～現在)、 アトランティック・ファンド・ サービスズ、カウンセラー(2009年 ～2013年)、シティグループ・ ファンド・サービスズ LLC、バ イス・プレジデント(2005～2009 年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびカウ ンセル(2013年～現在)、シティ・ ファンド・サービスズ・オハイ オ・インク、バイス・プレジデ ント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2001年～ 現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(1994年～ 現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2002年～ 現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial	最高コンプライアンス責 任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・イン

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1973年			ク、バイス・プレジデント(2013年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- * 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- ** 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

SSgA アクティブ ETF トラスト

受託者

Bonny E. Boatman
Dwight D. Churchill
David M. Kelly
Frank Nesvet (会長)
James E. Ross
Carl G. Verboncoeur

役員

Ellen M. Needham (プレジデント)
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)
Chad C. Hallett (財務部長)
Matthew W. Flaherty (財務副部長)
Laura F. Dell (財務副部長)
Christopher A. Madden (秘書役)
Danio Mastropieri (秘書役補佐)
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.
State Street Financial Center
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

販売会社

State Street Global Markets, LLC
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

法律顧問

Bingham McCutchen LLP
2020 K Street NW
Washington, DC 20006

独立した登録公認会計士事務所

Ernst & Young LLP
200 Clarendon Street
Boston, MA 02116

本ファンドのシェアは、ステート・ストリート・コーポレーションの完全子会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC により販売される。ステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC は、FINRA および SIPC のメンバーである。

本報告書に含まれる情報は、本トラスのシェア保有者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、www.spdrs.com のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。

SSgA マスター・トラスト

運用報告書

2014年6月30日

目 次

SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ — ポートフォリオの概要	3
SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ — 投資一覧	4
財務諸表	5
財務ハイライト	8
財務諸表に対する注記	9
独立した公認会計士事務所の報告書	17
その他の情報	19

免責事項

この運用報告書の日本語版は SSgA マスター・トラストの 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 4 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=120.22 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

2014年6月30日現在の保有額上位5位

銘柄	SPDR S&P 500 ETF TRUST	SPDR S&P WORLD ex-US ETF	SPDR DOW JONES REIT ETF	SPDR BARCLAYS LONG TERM CORPORATE BOND ETF	SPDR DOW JONES INTERNATIONAL REAL ESTATE ETF
市場価値	19,599,009	19,315,257	6,332,817	5,951,067	5,339,370
純資産に対する 百分比(%)	19.9	19.6	6.4	6.0	5.4

(保有額の上位5位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2014年6月30日現在の資産配分*

	純資産に対す る百分比
国際株式	37.5%
国内株式	29.8
不動産	11.9
国内債券	11.0
インフレ連動	5.0
国際債券	2.0
短期投資	2.1
その他の資産および債務	0.7
合計	100.0%

* 本ファンドの資産配分は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変更する可能性がある。

SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資一覧

2014年6月30日

銘柄	元本額	価額	
上場商品— 97.2%			
国内株式— 29.8%			
SPDR S&P 500 ETF Trust (a)	100,138	\$19,599,009	(a) SSgA Funds Management, Inc.が運用する関係ファンド(注記 3)
SPDR S&P 500 Growth ETF (a)	21,483	1,954,309	(b) 記載利率は期末における 7 日間の年間利回り
SPDR S&P MidCap 400 ETF Trust (a)	7,604	1,981,298	(c) 別段の記載がない限り、本ポートフォリオの証券の価額は、レベル 1 のインプットに基づいて決定される(注記 2)。
The Health Care Select Sector SPDR Fund (a)	32,724	1,990,601	
The Industrial Select Sector SPDR Fund (a)	35,237	1,904,912	
The Technology Select Sector SPDR Fund (a)	51,139	<u>1,961,181</u>	
		<u>29,391,310</u>	
国内債券 — 11.0%			
SPDR Barclays Aggregate Bond ETF (a)	50,949	2,953,004	
SPDR Barclays High Yield Bond ETF (a)	47,109	1,965,858	
SPDR Barclays Long Term Corporate Bond ETF (a)	146,578	<u>5,951,067</u>	
		<u>10,869,929</u>	
インフレ連動 — 5.0%			
SPDR Barclays TIPS ETF (a)	60,632	3,476,639	
SPDR DB International Government Inflation-Protected Bond ETF (a)	23,868	<u>1,480,055</u>	
		<u>4,956,694</u>	
国際株式— 37.5%			
SPDR EURO STOXX 50 ETF (a)	65,373	2,828,690	
SPDR Russell/Nomura PRIME Japan ETF (a)	86,174	4,002,782	
SPDR S&P Emerging Markets ETF (a)	72,046	4,871,390	
SPDR S&P International Small Cap ETF (a)	84,669	2,990,509	
SPDR S&P World ex-US ETF (a)	638,099	19,315,257	
SPDR STOXX Europe 50 ETF (a)	73,112	<u>2,878,419</u>	
		<u>36,887,047</u>	
国際債券 — 2.0%			
SPDR Barclays International Corporate Bond ETF (a)	26,163	988,961	
SPDR Barclays International Treasury Bond ETF (a)	16,302	<u>990,999</u>	
		<u>1,979,960</u>	
不動産 — 11.9%			
SPDR Dow Jones International Real Estate ETF (a)	120,691	5,339,370	
SPDR Dow Jones REIT ETF (a)	76,299	<u>6,332,817</u>	
		<u>11,672,187</u>	
上場商品合計			
(Cost \$89,341,431)		<u>95,757,127</u>	
短期投資 — 2.1%			
マネーマーケットファンド — 2.1%			
State Street Institutional Liquid Reserves Fund 0.06% (a) (b)	2,055,70		
(Cost \$2,055,704)			
	4	<u>2,055,704</u>	
投資合計 — 99.3% (c)			
(Cost \$91,397,135)		<u>97,812,831</u>	
その他資産および債務 — 0.7%		<u>678,776</u>	
純資産 — 100.0%		<u>98,491,607</u>	

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト

貸借対照表

2014年6月30日

SSgA グローバル・アロケーション・
ポートフォリオ

	\$	¥
資 産		
関係を有していない発行体の有価証券への投資(評価額)	\$ —	¥ —
関係を有する発行体の有価証券の投資(評価額)	\$97,812,831	¥11,759,058,543
投資総額	97,812,831	11,759,058,543
フィーダーに対する債権	—	—
売却投資証券債権	—	—
受取配当—関係を有する発行体(注記 3)	694,729	83,520,320
受取配当—関係を有していない発行体	—	—
受取利息—関係を有していない発行体	—	—
資産合計	98,507,560	11,842,578,863
負 債		
証券買入債務	—	—
未払投資顧問報酬(注記 3)	15,918	1,913,662
受託者の未払報酬および費用(注記 3)	35	4,208
負債合計	15,953	1,917,870
純 資 産	\$98,491,607	¥11,840,660,994
投資費用		
関係を有していない発行体	\$ —	¥ —
関係を有する発行体	91,397,135	10,987,763,570
投資費用総額	\$91,397,135	¥10,987,763,570

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト

損益計算書

2014年6月30日終了年度

	SSgA グローバル・アロケーション・ ポートフォリオ	
	\$	¥
投資利益		
関係を有していない発行体の有価証券の配当および受取利息(注記 2)	\$ —	¥ —
関係を有している発行体の有価証券の受取配当金(注記 3)	2,012,089	241,893,340
投資利益合計	2,012,089	241,893,340
費用		
投資顧問報酬(注記 3)	136,101	16,362,062
受託者の報酬(注記 3)	1,084	130,318
雑費用	7	842
費用合計	137,192	16,493,222
正味投資利益(損失)	\$1,874,897	¥225,400,117
投資に関する実現および未実現の利益(損失)		
関係を有していない発行体の有価証券の投資に関する正味実現利益(損失)	—	—
関係を有している発行体の有価証券の投資に関する正味実現利益(損失)	1,718,573	206,606,846
投資に関する未実現増加(減少)の正味変動額の内訳	6,937,869	834,070,611
投資に関する実現および未実現の純利益	8,656,442	1,040,677,457
運用による純資産の正味増加(減少)	\$10,531,339	¥1,266,077,575

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト
純資産変動計算書

	SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ			
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
運用による純資産の増加(減少)				
正味投資利益(損失)	\$1,874,897	¥225,400,117	\$672,602	¥80,860,212
投資に関する正味実現利益 (損失)	1,718,573	206,606,846	31,550	3,792,941
投資に関する未実現増価(減 価)の正味変動額	6,937,869	834,070,611	(434,591)	(52,246,530)
運用による純資産の正味増 加(減少)	10,531,339	1,266,077,575	269,561	32,406,623
資本取引				
出資	47,337,163	5,690,873,736	50,799,932	6,107,167,825
引出	(11,312,504)	(1,359,989,231)	(3,584,635)	(430,944,820)
その他の資本	—	—	—	—
資本取引による純資産の正 味増加(減少)	36,024,659	4,330,884,505	47,215,297	5,676,223,005
当年度中の純資産の正味増 加(減少)	46,555,998	5,596,962,080	47,484,858	5,708,629,629
純資産				
期首における純資産	51,935,609	6,243,698,914	4,450,751	535,069,285
期末における純資産	\$98,491,607	¥11,840,660,994	\$51,935,609	¥6,243,698,914

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト
財務ハイライト

以下の表は、選択された補足データと平均純資産に対する比率が記載されている。

	SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ*		
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	2012/4/25**から 2012/6/30 までの期間
補足データおよび比率			
期末純資産(単位：1,000)	\$98,492	\$51,936	\$4,451
平均純資産に対する比率			
運用費用	0.20%	0.20%	0.20%(1)
純投資利益	2.76%	3.07%	4.34%(1)
ポートフォリオ・ターンオーバー比率	89%	123%	25%
トータル・リターン	16.80%	9.92%	(1.82%)(2)

* 本ポートフォリオは、他の原ポートフォリオに投資し、かかるポートフォリオに生じる報酬および費用の比例按分額を間接的に負担する。記載された比率は、本ポートフォリオが投資する他の原ポートフォリオの間接費用は反映していない。

** 運用開始

(1) 年額

(2) 1年未満の期間のトータル・リターンは年額とされていない。

財務諸表に対する注記を参照。

SSgAマスター・トラスト
財務諸表に対する注記(抜粋)³
2014年6月30日

1. 設 立

SSgA マスター・トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。)に基づき登録されており、2011年3月30日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは8のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ポートフォリオ」という。)。本書に記載されている財務諸表は、8のポートフォリオのうち、SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオに関するものである。本ポートフォリオは、マスターフィーダー構造におけるマスターファンドである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生の将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

本トラストは、市場リスクといったリスクにさらされている様々な投資対象に投資する。一定の投資対象に関連するリスクのレベルにより、近いうちに投資証券の評価額が変化し、この変化が重要となりうる可能性が、少なくとも合理的に考えられる。

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ、SSgA インカム・アロケーション・ポートフォリオおよび SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、他の上場商品の資産(以下「原ファンド」という。)に投資する。そして、原ファンドは、様々な投資手法と慣行を用いることがあり、これには一定のリスクを伴う。一定の原ファンドは、ポートフォリオを負債性証券に投資する。負債性証券への投資は、市場変動、金利上昇、発行体の元利金の支払不能、負債性証券市場の非流動性、金利低下局面での証券

³ SSgA マスター・トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。

の再投資またはより高いクーポンもしくは金利の発行体による払戻によるリターン率低下のリスク、ならびに/または金利低下による利息減少のリスクなどによって、増えることも、減ることもある。一定の原ファンドは、新興国市場を含め、外国証券にポートフォリオを投資する。外国投資には、米国の発行体の証券への投資に伴うリスクを上回る一定のリスクを伴う。外国証券への投資のリターンは、米国証券への投資よりも、変動が大きいこともあり、またかかる投資へのリターンに追従することもある。米国外に本拠を置く発行体の証券への投資は、国または地域に特有の政治経済の事情により、市場および発行体に影響を及ぼすことがあるため、独特のリスクが生じる。新興国市場への投資には、先進国市場への投資よりも大きな損失リスクを伴う。これは、特に、先進国市場で通常見られるものよりも、市場のボラティリティが高く、取引量が少なく、政治および経済が不安定であり、インフレ、デフレもしくは通貨引き下げの水準が高く、市場が閉鎖されるリスクが高く、政府による外国投資政策に対する制限が大きいことによる。

一定の原ファンドは、商品市場にポートフォリオを投資する。商品は、短期間で大きく価格変動することがあり、予測不能な経済、政治および環境に関する事由の影響を受ける可能性がある。商品の価格に大きく影響を及ぼす要因には、世界の需要と供給、国内外の金利および投資家の金利予測、インフレ率および投資家のインフレ予測、商品先物取引の投資および取引活動、世界および地域の政治、経済または金融に関連する事由などが含まれる。

本ファンドへの投資には、経済や政治の展開、金利の変更や、証券化価格において認められた傾向といった要因により生じる市場変動など、ファンドに投資するリスクと同様のリスクを伴う。証券の価値は、一般に低下することも、他の投資のパフォーマンスを上回ることもある。異なる種類の証券は、一般的な証券市場と比較して、パフォーマンスの良い周期と悪い周期を繰り返す傾向がある。さらに、証券は、特定の発行体、市場または証券市場全般に影響する要素により、価値が下がる可能性もある。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

証券の評価

本ポートフォリオのポートフォリオ証券およびその他の金融商品の公正価値は、当該証券の市場価格に基づいている。市場価格とは、一般に、取引所もしくはその他の市場から入手した評価額(あるいは取引所もしくはその他の市場から提供された相場価格またはその他同様の価値を示すもの)に基づくか、または独立した価格情報サービスから入手した評価に基づいている。原ファンドへの投資は、営業日毎にその市場価格により評価される。ローンは、主に、ローン価格提供サービスの合成ローン価格を用いて評価される。本ポートフォリオのローン価格提供サービスが合成ローン価格について用いる手法は、1 ないし複数のブローカーの買い呼び値と売り呼び値の平均値で評価するというものである。米国債券は、証券業・金融市場協会が早じまいを発表した日における発表された債券の取引終了時刻の時点で評価されることがある。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラストの評価方針および手続きに従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続きを採用している。この手続きに基づいて、監視委員会は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることのできる価額と大きく異なる可能性がある。

本ポートフォリオは、金融資産および金融負債に関する公正価値の測定および公正価値オプションについての権威のあるガイダンスに従っている。当該ガイダンスは、公正価値の測定において用いられるインプットのヒエラルキーを定めており、入手可能な場合には、最も観測可能なインプットの利用を求めることにより、観測可能なインプットの利用を最大化し、観測不能なインプットの利用を最小化する。同ガイダンスは、公正価値の測定に用いられる3つのレベルのインプットを定めている。

- ・ レベル 1 — 同一の投資対象の取引が活発な市場における相場価格
- ・ レベル 2 — その他の重要な観測可能なインプット(類似した投資対象の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)
- ・ レベル 3 — 重要な観測不能なインプット(投資対象の公正価値の決定における本ポートフォリオが設定した前提事項を含む。)

レベル 2 またはレベル 3 のインプットを用いることがある投資対象としては、次のものがある(ただし、これに限らない。)

- (i) コーポレートアクションに関連する未上場証券

- (ii) 制限証券(例えば、1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録を行わなければならない一般に対して売却できないもの)
- (iii) 取引が停止されているか、主な取引所から上場を廃止された証券
- (iv) 取引がまばらな証券
- (v) デフォルトまたは破産手続中の証券で、現在相場価格がないもの
- (vi) 通貨管理または規制の影響を受ける証券
- (vii) 重要な事由の影響を受けた証券(重要な事由とは、例えば、当該証券が取引されている市場の終了後、本ポートフォリオの純資産が計算されるまでに生じた事由で、本ポートフォリオの投資の価値に大きな影響を与える可能性があるもの)

「重要な事由」となる可能性の例は、政府のアクション、自然災害、武力衝突、テロ行為および大幅な市場変動などである。本ファンドが保有するシニア変動金利ローンの価値は、独立した価格情報サービスから入手したものであり、その他の観測可能なインプットを用いていることから、レベル2に分類される。

公正価値の決定により、本ポートフォリオの純資産価額の計算に用いた価格と、本ポートフォリオのベンチマークであるインデックスが用いた価格とが相違することがある。これにより、本ポートフォリオのパフォーマンスと、本ポートフォリオのベンチマークであるインデックスのパフォーマンスが相違することがある。評価の際に用いたインプットまたは手法は、必ずしもこうした投資対象への投資に関連するリスクを示してはいない。

各証券の評価に用いたインプットの種類は、投資一覧に記載されている。投資一覧にはまた、本ポートフォリオの投資について、種類別に内訳が記載されている。

以下の表は、2014年6月30日現在における本ポートフォリオの投資対象を評価する際に用いたインプットの概要である。

ファンド	レベル1— 相場価格	レベル2— その他の重要な 観察可能な インプット	レベル3— 重要な観察不能 なインプット	合 計
SSgA グローバル・アロケーション・ ポートフォリオ	\$97,812,831	\$—	\$—	\$97,812,831

2014年6月30日終了年度において、レベル間で振替は行われなかった。

投資利益

投資利益は発生主義で計上されている。受取配当は、権利落日に計上される。配当支払として新たに受け取った証券の価値は、収入として計上され、また当該証券の原価基準の

増額として計上される

費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ポートフォリオについて直接確認されるもの)は、当該本ポートフォリオの負担となる。特定の本ポートフォリオに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ポートフォリオの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。これらの直接費用以外にも、本ポートフォリオは、本ポートフォリオが投資する原ポートフォリオの報酬など、一定の費用を間接的に負担し、本ポートフォリオの計上額に反映される。

投資取引

投資取引は取引日に計上される。証券の売却または処分および外国為替取引により実現した損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

連邦所得税

本ポートフォリオは、連邦所得税法上パートナーシップとして扱われないため、正味投資利益および正味キャピタルゲインについて連邦所得税の支払義務を負わない。本ポートフォリオの利息、利益および損失は全て、本パートナーシップのパートナーに対し、本ポートフォリオに対する保有額に比例して、利息、利益および損失が本ポートフォリオにより分配されているか否かに関係なく、「パススルー」されているものとみなされる。各パートナーは、配分額に基づき租税債務を負うため、連邦所得税のための引当金は設定されていない。本ポートフォリオは、2014年6月30日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ポートフォリオの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。本ポートフォリオの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の所得税費用として認識する。

3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

投資顧問報酬

本ポートフォリオは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management,

Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ポートフォリオは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ポートフォリオの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	年間割合
SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	0.20%

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得したファンドの報酬および費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SPDR シリーズ・トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds)は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への主席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。

関係会社との取引

本ポートフォリオは、一定のマネー・マーケット・ファンドおよびアドバイザーとの関係を有する原ファンドに投資することがある。2014 年 6 月 30 日現在および同日に終了する年の関係を有する原ファンドへの投資に関連する額は、以下のとおりである。

SPDR S&G グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	2013/6/30 現在の 保有数	2013/6/30 現在の 評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の 保有数	2014/6/30 現在の 評価額	受取配当	実現利益 /(損失)
			費用	数	手取金	数				
SPDR S&P 500 ETF Trust	44,700	\$7,152,447	\$14,161,228	75,925	\$3,472,866	20,487	100,138	\$19,599,009	\$205,639	\$236,276
SPDR S&P 500 Growth ETF	—	—	3,815,353	44,035	2,041,293	22,552	21,483	1,954,309	12,304	59,164
SPDR S&P 500 Value ETF	18,869	1,550,088	3,364,887	36,342	5,248,480	55,211	—	—	26,413	367,410
SPDR S&P 600 Small Cap ETF	18,111	1,572,578	2,811,832	28,070	4,710,915	46,181	—	—	46,400	493,404
SPDR S&P Dividend ETF	8,746	579,860	363,955	5,087	1,005,193	13,833	—	—	17,046	127,012
SPDR S&P MidCap 400 ETF Trust	4,927	1,036,542	1,024,890	4,248	369,174	1,571	7,604	1,981,298	17,026	45,330
SPDR Wells Fargo Preferred Stock ETF	59,176	2,572,381	95,350	2,210	2,593,705	61,386	—	—	—	(203,575)
The Consumer Discretionary Select Sector SPDR Fund	18,730	1,056,372	1,066,581	16,698	2,336,130	35,428	—	—	13,071	269,749
The Financial Select Sector SPDR Fund	53,233	1,037,511	1,208,672	61,181	2,353,035	114,414	—	—	—	\$187,025
The Health Care Select Sector SPDR Fund	—	—	4,372,948	78,829	2,470,404	46,105	32,724	1,990,601	16,692	57,142
The Industrial Select Sector SPDR Fund	—	—	4,489,014	91,911	2,852,988	56,674	35,237	1,904,912	26,952	154,736
The Technology Select Sector SPDR Fund	—	—	3,040,736	87,166	1,260,630	36,027	51,139	1,961,181	16,148	36,205
SPDR Barclays Aggregate Bond ETF	109,790	6,243,757	6,964,534	122,557	10,287,967	181,398	50,949	2,953,004	120,251	(165,245)
SPDR Barclays High Yield Bond ETF	25,999	1,026,701	6,165,114	153,399	5,407,791	132,289	47,109	1,965,858	219,591	79,120
SPDR Barclays Intermediate Term Corporate Bond ETF	46,629	1,566,035	174,705	5,168	1,743,136	51,797	—	—	11,014	(41,220)
SPDR Barclays Long Term Corporate Bond ETF	28,079	1,059,982	5,058,524	127,452	338,070	8,953	146,578	5,951,067	69,760	(9,080)
SPDR Barclays Short Term High Yield Bond ETF	17,294	521,933	—	—	521,172	17,294	—	—	2,312	(10,366)
SPDR Barclays TIPS ETF	32,448	1,803,136	3,348,438	60,286	1,803,752	32,102	60,632	3,476,639	48,124	(112,771)
SPDR DB International Government Inflation- Protected Bond ETF	13,281	764,587	1,277,301	21,602	664,285	11,015	23,868	1,480,055	33,384	(20,157)
SPDR EURO STOXX 50 ETF	—	—	3,483,693	83,537	746,012	18,164	65,373	2,828,690	65,712	(10,695)
SPDR Russell/Nomura PRIME Japan ETF	63,112	2,698,669	5,355,687	119,876	4,204,073	96,814	86,174	4,002,782	49,351	(112,844)
SPDR S&P Emerging Markets ETF	26,308	1,568,220	6,530,782	101,444	3,438,301	55,706	72,046	4,871,390	57,763	(64,069)
SPDR S&P International Small Cap ETF	53,091	1,531,144	1,498,797	45,040	428,341	13,462	84,669	2,990,509	56,814	41,962
SPDR S&P World ex-US ETF	378,827	9,519,923	10,599,872	369,289	3,047,006	110,017	638,099	19,315,257	472,824	213,465
SPDR STOXX Europe 50 ETF	30,060	992,581	2,610,256	69,154	987,109	26,102	73,112	2,878,419	128,138	33,137
SPDR Barclays Emerging Markets Local Bond ETF	1,014	30,065	—	—	29,906	1,014	—	—	—	(646)
SPDR Barclays International Corporate Bond ETF	44,149	1,516,518	2,417,323	66,411	3,074,615	84,397	26,163	988,961	24,104	31,302
SPDR Barclays International	8,626	485,472	2,627,133	45,234	2,196,474	37,558	16,302	990,999	19,529	9,362

SPDR SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	2013/6/30 現在の 保有数	2013/6/30 現在の 評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の 保有数	2014/6/30 現在の 評価額	受取配当	実現利益 (損失)
			費用	数	手取金	数				
Treasury Bond ETF										
SPDR Dow Jones International Real Estate ETF	25,764	\$1,027,983	\$4,250,716	101,032	\$256,949	6,105	120,691	\$5,339,370	\$127,187	\$19,179
SPRD Dow Jones REIT ETF	13,662	1,037,629	5,247,487	67,222	350,032	4,585	76,299	6,332,817	107,618	8,261
State Street Institutional Liquid Reserves Fund	1,648,718	1,648,718	17,012,952	17,012,952	16,605,966	16,605,966	2,055,704	2,055,704	923	—

4. 未実現の増価および減価の総額

連邦所得税上の本ポートフォリオが所有する証券投資の個別原価と、2014年6月30日現在の未実現の増価および減価の総額は以下のとおりであった。

	個別原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	未実現の正味 増価(減価)
SSgA グローバル・アロケーション・ ポートフォリオ	\$92,100,965	\$6,389,387	\$—	\$6,389,387

5. 投資取引

2014年6月30日終了年度について、本ポートフォリオの投資証券の購入額および売却額は以下のとおりである。

	購入		売却	
	短期	長期	短期	長期
SSgA グローバル・アロケーション・ ポートフォリオ	\$17,012,952	\$107,425,808	\$16,605,966	\$70,239,802

2014年6月30日終了年度について、本トラストは、投資取引について、アドバイザーの関係会社に対して手数料を支払っていなかった。

6. リスクの集中

本ポートフォリオは特定の業種に投資を集中させることは予定していないが、本ポートフォリオがある一つの業種、業種のグループまたは商品種類に集中した場合、こうした業種、業種のグループまたは商品種類に影響を及ぼす経済、市場、政治または規制上の一つの出来事により影響を受けやすくなることがある。

独立した公認会計士事務所の報告書

SSgA マスター・トラストを構成する、本ファンドを含む 8 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

記

SSgA マスター・トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SSgA マスター・トラスト(SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ、SSgA インカム・アロケーション・ポートフォリオ、SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、ブラックストーン/GSO シニア・ローン・ポートフォリオ、SSgA ウルトラ・ショート・ターム・ボンド・ポートフォリオ、SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ、SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオおよび SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオにより構成される。)(以下「本ポートフォリオ」と総称する。)の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表(投資一覧を含む。)、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、本ポートフォリオの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、本ポートフォリオの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、本ポートフォリオの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らの手続きには、2014 年 6 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社およびその他の者に連絡することにより、またはその他の者の回答がなかった場合にその他の適切な監査手続きにより、かかる証券を確認することが含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年

6月30日におけるSSgAマスター・トラストの前記本ポートフォリオの財務ポジション、
ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

アーnst・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014年8月28日

SSgA マスター・トラスト

その他の情報

2014年6月30日(未監査)

議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラストの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日までに、上記電話番号への連絡、SECのウェブサイト(www.sec.gov)、本ファンドのウェブサイト(www.spdrs.com)で知ることができるようになっている。

四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第1四半期および第3四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手ことができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。

投資顧問契約の承認

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラストの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(以下「本アドバイザー」という。)が、(1)SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF)(以下「新 ETF」という。)に関して、SSgA アクティブ ETF トラストと締結する投資顧問契約、(2)新 ETF の対応するマスター・ファンドである SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Core Equity Portfolio)、SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic

Growth Equity Portfolio)および SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオ(SSgA MFS Systematic Value Equity Portfolio)(以下、新 ETF とあわせて「新ファンド」と総称する。)に関して、SSgA マスター・トラストと締結する投資顧問契約(以下、両契約を「本件契約」という。)を承認する議案が含まれる。新ファンドのいずれも、本運用報告書の対象となる直近の半期内に運用を開始した。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。)はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新ファンドに関してアドバイザーが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新ファンドが成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラストの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新ファンドの投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新ファンドの投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、マスターフィーダー構造の上場ファンドとしての各新ファンドの比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新ファンドのサブアドバイザーの監督およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ監督資源、構造および実務(各新ファンドの投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、アクティブ運用、第三者たるサブアドバイザーの監督およびマスターフィーダー構造の上場ファンドの運用に関する

アドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新ファンドの資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新ファンドの資産の増加に伴う各新ファンドの投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新ファンドと効果的に共有することにより、新ファンドについて(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新ファンドの規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、アクティブ運用される上場ファンド)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リップパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似の上場ファンドに関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、マスターフィーダー構造に関して新ファンドの費用構造についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、各新ファンドの本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。各本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新ファンドのアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラストの比較的低い報酬構造によって、新ファンドに関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、MFS インベストメント・マネジメント(MFS Investment Management) (以下「MFS」

という。)との間の新ファンドに関する別個のサブアドバイザー契約(以下「MFS サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

MFS サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、MFS とアドバイザーが提供した資料を利用した。MFS サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

- (i) MFS サブアドバイザー契約に基づき新ファンドに関して MFS が提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) MFS が運用するアクティブ運用委託の投資パフォーマンス

受託者会は、MFS サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが MFS に支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支払われるものであり、新ファンドが支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、MFS の経営幹部の経歴および経験と、特に MFS の持分証券への投資経験について検討した。受託者会は、MFS が、新ファンドの運用にあたり、アクティブ運用される持分証券における多くの経験をもたらすであろうことに注目した。受託者会は、MFS が、持分証券の運用における豊富な経験を有していることに注目し、同様の証券ポートフォリオで MFS が運用する資産を検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、新ファンドの MFS サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについて MFS リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は十分かつ適切である。
- (b) MFS の持分証券運用の経験は豊富である。
- (c) MFS の新ファンドに関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (d) MFS に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (e) MFS に支払う報酬は、新ファンドと規模の経済を共有することが期待される。

受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
独立受託者					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	退職	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	退職(2005年～ 現在) バンク・オブ・ アメリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984年～ 2005年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010年以降自営 コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、アフィリ エイテッド・マ ネージャーズ・ グループ・イン ク(ディレクター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	2009年以降自営 コンサルタント ライデックス・ インベストメン ツ、最高経営責 任者(2003年～ 2009年)	179	ザ・モトレー・ フル・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR イン デックス・ シェアズ・ファ ンズ(受託者)、

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業	受託者が監督するファンド・コンプレックスに属するポートフォリオ数	受託者の兼職の状況
Boston, MA 02111-2900 1952年					SSgA アクティブ ETF トラスト (受託者)、SPDR シリーズ・トラスト (受託者)
利害関係のある受託者					
JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のある受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010年4月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、会長兼ディレクター(2005年～現在) SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント(2005年～2012年) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディレクター兼プリンシパル(2006年～現在)**	209	SPDR インデックス・シェアーズ・ファンズ(受託者)、SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SPDR シリーズ・トラスト(受託者)、セレクト・セクター SPDR トラスト(受託者)、ステート・ストリート・マスター・ファンズ(受託者)、ステート・ストリート・インスティチュционаル・インベストメント・トラスト(受託者)

*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

**当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

役員

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント兼ディレクター(2012年6月～現在)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、最高運営責任者(2010年5月～2012年6月)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、シニア・マネージング・ディレクター(1992年～2012年)*、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディレクター(1992年～現在)*
ANN M. CARPENTER SSgA Funds	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年8	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、最高運営責任者(2014年

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年		月以降	4月～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2008年～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、プリンシパル(2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびシニア・カウンセラー(2013年～現在)、アトランティック・ファンド・サービスズ、カウンセラー(2009年～2013年)、シティグループ・ファンド・サービスズ LLC、バイス・プレジデント(2005～2009年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびカウンセラー(2013年～現在)、シティ・ファンド・サービスズ・オハイオ・インク、バイス・プレジデント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2001年～現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(1994年～現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2002年～現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center	最高コンプライアンス責任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2013

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年			年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- * 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- ** 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

SSgA マスター・トラスト

受託者

Bonny E. Boatman
Dwight D. Churchill
David M. Kelly
Frank Nesvet (会長)
James E. Ross
Carl G. Verboncoeur

役員

Ellen M. Needham (プレジデント)
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)
Chad C. Hallett (財務部長)
Matthew W. Flaherty (財務副部長)
Laura F. Dell (財務副部長)
Christopher A. Madden (秘書役)
Danio Mastropieri (秘書役補佐)
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.
State Street Financial Center
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

法律顧問

Bingham McCutchen LLP
2020 K Street NW
Washington, DC 20006

独立した登録公認会計士事務所

Ernst & Young LLP

200 Clarendon Street

Boston, MA 02116